消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条にただし書として次のように加える。

ただし、購入した物品の多寡その他の事情によりこれらの様式により難い場合には、その品名、数量、単価及び販売価額の各欄につきその事情の範囲内で必要な変更を加え、別表第一にあつては、旅券への貼付けに支障のない範囲内で用紙の大きさを変更することができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定期間における給与等の金額）

第十一条の二　法第九条の二第三項に規定する給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものは、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第百条第一項第一号に規定する給与等の金額とする。

第二十二条第二項第二号中「当該課税期間の」の下に「課税仕入れ等の税額（」を、「課税仕入れ等の税額」の下に「をいう。次項第三号において同じ。）」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

一　当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの（次号において「輸出取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の課税資産の譲渡等に関する事項

二　当該課税期間中に行つた輸出取引等に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の輸出取引等に関する事項

三　当該課税期間の法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額その他の費用の額及び資産の譲り受けに係る取得価額の合計額の明細並びに課税仕入れ等の税額の合計額

四　当該課税期間中に行つた法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産及び同項第十六号に規定する調整対象固定資産の取得の状況

五　その他参考となるべき事項

第二十六条第一項第一号ヘ中「同じ。）」の下に「又は当該課税期間の特定期間における課税売上高（法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいい、同条第三項の規定の適用がある場合には同項に規定する合計額とする。第三十条において同じ。）」を加える。

第三十条第一項第四号中「基準期間における課税売上高」の下に「又は当該課税期間の特定期間における課税売上高」を加える。

別表第二中「（田並　日本工業規格Ａ６）」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定、第二十六条第一項第一号への改正規定及び第三十条第一項第四号の改正規定は平成二十四年一月一日から、第二十二条の改正規定及び次項の規定は同年四月一日から施行する。

2　改正後の消費税法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第二十二条第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に提出する消費税法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある新規則第二十二条第三項に規定する申告書について適用する。

○財務省令第三十五号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の十五」を「第十九条の十六」に、「第四十五条」を「第四十五条・第四十八条」に改める。

第三条の十七の次に次の一条を加える。

（特定寄附信託の利子所得の非課税）

第三条の十七の二　施行令第二条の三十六第二項の規定による通知を受けた同項の支払事務取扱者又は支払者は、その受けた通知の内容を記載した書類をその通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

2　施行令第二条の三十六第七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該信託の受託者から施行令第二条の三十六第七項第五号に規定する対象特定寄附金に係る法人又は特定公益信託の受託者（以下この項において「受領法人等」という。）に対して寄附金を支出する日及び当該信託の委託者から指図があつた金額を当該信託の信託財産から寄附金として支出すること。

二　当該信託の信託財産からの受領法人等への寄附金の交付は、当該信託の受託者が行うこと。

三　前号の交付をする際に、当該受託者から当該受領法人等に対して次に掲げる事項を通知すること。

イ　前号の寄附金の額のうち、当該信託の信託財産から支出するものの金額及び当該信託財産につき生じた法第四条の五第一項に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）の金額に相当する部分の金額

ロ　当該信託の信託契約を締結した居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所。次項において同じ。）

3　法第四条の五第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定寄附信託申告書（法第四条の五第三項に規定する特定寄附信託申告書をいう。第八項において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定寄附信託（法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産から生ずる利子等につき同項の規定の適用を受けようとする旨

三　当該特定寄附信託の受託者の営業所又は事務所で当該特定寄附信託に関する事務を取り扱うものの名称及び所在地

四　当該特定寄附信託契約（法第四条の五第二項に規定する特定寄附信託契約をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の締結年月日及び期間

五　当該特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額

六　前号の信託の元本の額のうち寄附金として支出する金銭の額の合計額及び当該特定寄附信託契約の期間の開始の日以後一年ごとに区分した各期間に寄附金として支出する金銭の額

七　第五号の信託の元本の額のうち委託者に交付する金銭の額の合計額及び当該特定寄附信託契約の期間の開始の日以後一年ごとに区分した各期間に委託者に交付する金銭の額

4　施行令第二条の三十六第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定寄附信託異動申告書（施行令第二条の三十六第十項に規定する特定寄附信託異動申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所若しくは居所

二　変更前の氏名又は住所若しくは居所

三　当該特定寄附信託異動申告書を提出する特定寄附信託に係る前項第三号及び第四号に掲げる事項

5　第十八条の十二第二項の規定は、施行令第二条の三十六第十項に規定する財務省令で定める書類について準用する。